

舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」遠距離参加者支援実証補助金交付要綱

第1条 (目的)

本要綱は、舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」（以下、「まいかつ」という。）に参加するために遠距離の移動を強いられる生徒が、距離を理由に参加を断念することがないように支援するため、予算の範囲内において「まいかつ遠距離参加者支援実証補助金」（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (補助対象者)

1. 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、舞鶴市内に住所を有し、いずれかのまいかつに参加する生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 加佐地域に在住する生徒の保護者
- (2) 大浦地域に在住する生徒の保護者
- (3) 年間を通じて公共交通機関を利用して舞鶴市立中学校へ通学している生徒の保護者

2. 市外の中学校や特別支援学校の生徒については、舞鶴市立中学校へ通学する場合の校区に置き換え、前項の(1)から(3)のいずれかに合致する場合に補助対象者とする。

第3条 (補助要件及び補助対象経費)

補助金は、補助対象となる生徒が「まいかつ」に参加するために、実際にタクシーを利用して移動した場合のタクシー代（実費）を対象とする。

第4条 (補助金の額)

1. 補助金額は、実際に要したタクシー代と第5条に定める補助対象上限額のいずれか低い額に4分の3を乗じた額とする。ただし、補助金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2. 補助対象者が次のいずれかに該当する場合は、実際に要したタクシー代と第5条に定める補助対象上限額のいずれか低い額を補助金額とする。

- (1) 生活保護を受けている世帯
- (2) 過去1年以内に生活保護を受けていた世帯
- (3) 世帯全員が市民税の非課税・減免措置を受けている世帯
- (4) 個人の事業税の減免措置を受けている世帯
- (5) 固定資産税の減免措置を受けている世帯
- (6) 国民年金法に基づく国民年金保険料の減免を受けている世帯
- (7) 国民健康保険法に基づく保険料の減免を受けている世帯
- (8) 児童扶養手当の支給を受けている世帯
- (9) その他市長が特に必要と認める者

第5条 (補助対象上限額)

1. 次の(1)から(4)のいずれかの中学校のうち、自宅から最も近い中学校のまでの距離に基づき、その距離が4km以上5km未満の場合は2,000円を補助対象上限額とし、5km以上の場合は1km毎に400円を加算した額を補助対象上限額とする。

- (1) 舞鶴市立青葉中学校

- (2) 舞鶴市立白糸中学校
- (3) 舞鶴市立城北中学校
- (4) 舞鶴市立城南中学校

2. 複数のまいかつ参加者がタクシーを乗り合わせて利用した場合には、乗り合わせた参加者それぞれの補助対象上限額の合計を補助対象上限額とする。

第6条 (事業計画書)

補助金の交付を受けようとする者は、予め事業実施計画書兼補助対象上限額算定書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自宅から前条1項の(1)から(4)のうち最も近い中学校までの距離を示す図面。
- (2) その他市長が必要と認める書類

第7条 (事業計画の承認)

市長は、前条の規定による計画書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業計画及び補助対象上限額を承認する旨を申請者に通知するものとする。

第8条 (交付申請及び実績報告)

補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

タクシーの領収書

その他市長が必要と認める書類

第9条 (交付決定及び額の確定)

市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査及び参加実績との照合を行い、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

第9条 (補助金の返還)

市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

この要綱の規定に違反したとき。

虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。

その他市長が適当でないと認めたとき。

附則

この要綱は、令和8年7月13日から施行する。